

東京科学大学の学院の学士課程における成績不振学生の 修学指導に関する要項

- 1 教育を担当する理事・副学長（以下「理事・副学長」という。）は、東京科学大学（以下「本学」という。）の学院に所属する学士課程の学生が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、学院長、初年次担当主任及び系主任に当該成績不振の学生（以下「成績不振学生」という。）に関する情報を通知する。
 - 一 前の学期に履修申告を行わなかった者
 - 二 系に所属していない学生のうち、次のいずれかに該当する者
 - イ 前の学期の修得単位数が 15 単位未満の者
 - ロ 前の学期における GPA（東京科学大学における GPA 制度に関する要項（令和 6 年 10 月 1 日制定）第 2 条第 4 号に規定する学期 GPA をいう。以下同じ。）が 1.25 未満の者で、当該学期の修得科目数を履修申告科目数で除した値が 0.6 未満の者
 - ハ 在学期間 1 年を経過している者
 - 三 系に所属する学生のうち、学士特定課題研究の履修資格を得ていない者で、次のいずれかに該当する者
 - イ 修得単位数が 15 単位未満の学期が 2 回以上連続した者
 - ロ 前の学期における GPA が 1.25 未満の者で、当該学期の修得科目数を履修申告科目数で除した値が 0.6 未満の者
 - ハ 系所属後の在学期間が 2 年を経過している者
 - 四 学士特定課題研究開始後の在学期間が 1 年を経過して、卒業が認められなかった者
- 2 前項の規定により修学指導上の資料として通知する情報は、成績不振学生の学業成績及び単位修得状況とする。この場合において、同項第 2 号ハに該当する者にあつては、系所属に不足する単位数に関する情報を併せて通知する。
- 3 前 2 項の通知を受けた初年次担当主任及び系主任は、アカデミック・アドバイザー等と連携し、当該成績不振学生の修学指導を個別に行う。
- 4 学生が、在学期間が満了した時点において、卒業の要件に係る必要単位数を修得できなかったときは、東京科学大学学則（令和 6 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 46 条第 2 号により除籍とする。ただし、学生が希望する場合は、学則第 21 条による退学を認める。なお、除籍又は退学の日付は、在学期間満了の日とする。
- 5 前項に該当する学生の再入学は認めない。

附 則

- 1 この要項は、令和 年 月 日から施行し、次項の規定以外の規定は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 東京工業大学学士課程における成績不振学生の修学指導に関する申合せ（平成 16 年 4 月 1 日学長裁定）は、廃止する。